Gifu city

SDGs 未来都市 岐阜市

2024. 7. 3

第１回　岐阜市上下水道事業経営審議会

鏡岩水源地

北部プラント

岐阜市上下水道事業部

Gifu city

報告事項

SDGs未来都市 岐阜市

●上下水道事業の概要について

１） 地方公営企業について

２） 水道事業について

３） 下水道事業について

●審議会での審議事項について

４） 料金のあり方について

５） 上下水道事業経営戦略について

６） 令和6年度の審議会のスケジュールについて

上下水道事業の概要について

1）地方公営企業について

地方公営企業の特色

地方公営企業

■地方公営企業は、地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業（地方公営企業法第2条、第3条）
事業例：**水道**、工業用水、軌道、自動車運送、鉄道、電気、ガス、病院
船舶、港湾整備、市場等

■事業運営は利用者からの料金収入により運営費用を賄う
「独立採算制」（地方公営企業法第17条の2第2項）

地方公営企業法の適用

■水道事業については、直接地方公営企業法が適用され、岐阜市では、昭和２８年から同法を適用している。

■下水道事業については、地方公営企業法の適用を条例にて規定することとなっており、岐阜市では昭和２８年から同法を適用している。

1）地方公営企業について

地方公営企業の会計

■官公庁会計と公営企業会計の相違点

（1）経済性を重視

	①活動目的	②認識基準	③記帳方式	④決算の目的
官公庁会計（**一般会計** **特別会計**）	公共の福祉の増進	**現金主義** 現金収支の事実に基づいて収益を認識	**単式簿記** 現金の出入金を管理	予算に計上された事業がどの程度執行されたかを整理
公営企業会計	公共の福祉の増進 ＋経済性の発揮	**発生主義** 取引や費消などの経済活動の事実に基づいて収益を認識	**複式簿記** 資産・負債の増減や収益・費用の発生を管理	経済活動の経営成績や財政状態を整理

※ 民間企業会計のような完全な独立採算制ではなく一般会計からの**繰入金**が認められている

地方公営企業の収支

（2）収入と支出は「収益的収支」と「資本的収支」に区分

・**収益的収支**

当年度の損益取引に基づくもの

⇒ 支出の効果が当該事業年度の費用として処理され、当該事業年度の収益に対応するもの

（ex **収益的収入**：料金、受託工事費等　**収益的支出**：人件費、修繕費、減価償却費等

・**資本的収支**

投下資本の増減に関する取引に基づくもの

⇒ 支出の効果が翌事業年度以降に及び、将来の収益に対応するもの

（ex **資本的収入**：企業債、出資金等　**資本的支出**：建設改良費、企業債元金償還金等

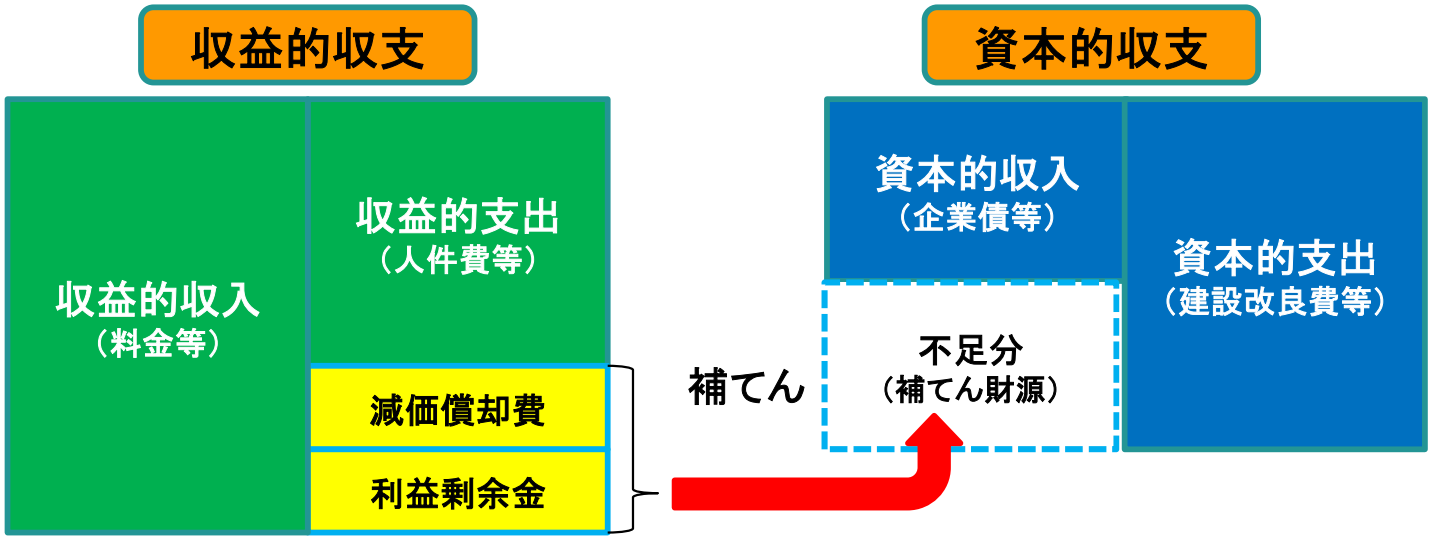

◎通常、資本的収支は支出に対して収入が不足するため**補てん財源**が充てられる

2）水道事業について

水道事業の役割

水道法の規定

清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする（第1条）。

水道の役割

- 清浄な水の供給
- 豊富な水の供給
- 低廉な水の供給

→ 公衆衛生の向上と生活環境の改善

2）水道事業について

水道の種類（水道法第３条）

水道事業　岐阜市が経営

一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業（給水人口が100人以下であるものは除く。）
経営は、原則として**市町村が行う**（水道法第6条第2項）。

水道用水供給事業

水道事業者に対して水道水を供給する事業

簡易水道

給水人口が5,000人以下である水道により、水を供給する事業

専用水道

寄宿舎、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、給水人口が100人を超えるもの又は一日に給水することができる水量が20立方メートルを超えるもの

2）水道事業について

岐阜市の水道事業の沿革

沿革

昭和 3年	旧岐阜市南部全域に給水するため、**創設工事に着手**
昭和 5年	一部給水開始、**昭和9年**完成
戦後	人口の増加、市勢の拡大、生活様式の近代化、 産業の興隆発展による水需要の増加にあわせて、 水源地の建設や配水管網を整備・拡充
昭和27年	雄総水源地から給水開始（長良川以北に初めて給水）
昭和60年	旧厚生省により「水道水のおいしい都市」に選定
昭和62年	**32箇所**の簡易水道を順次統合（**平成17年**まで）
平成18年	柳津町との合併に伴い、水道事業を統合

2）水道事業について

水道の給水区域

水道給水区域図

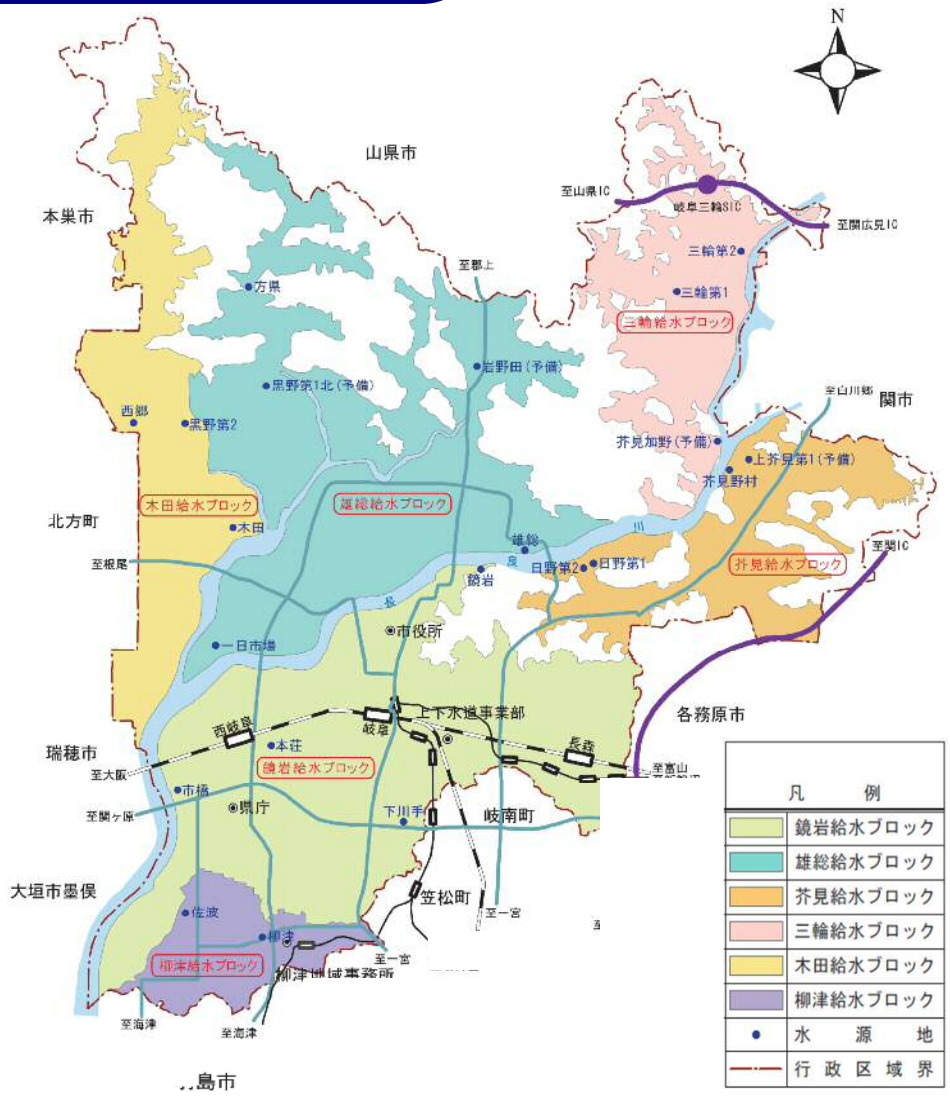

令和５年度末の状況

- ■**6つ**の給水ブロック
- ■**17カ所**の水源地
- ■水源は**地下水**
  ※雄総水源地及び鏡岩水源地は伏流水
- ■水道管総延長
  約2，424km
- ■水道普及率 **85．5%**
  （給水人口／総人口）

Gifu city

2）水道事業について

SDGs 未来都市 岐阜市

水道の給水ブロック

鏡岩給水ブロック

◆給水人口
166,911人
◆配水量
25,247,456㎥
（78,389㎥／日）

鏡岩・本荘・市橋・下川手水源地

雄総給水ブロック

◆給水人口
102,918人
◆配水量
14,744,167㎥
（45,343㎥／日）

雄総・一日市場・方県水源地

芥見給水ブロック

◆給水人口
26,243人
◆配水量
4,345,515㎥
（13,615㎥／日）

芥見野村・日野第1・日野第2水源地

三輪給水ブロック

◆給水人口
15,602人
◆配水量
2,877,716㎥
（8,902㎥／日）

三輪第1・三輪第2水源地

木田給水ブロック

◆給水人口
17,906人
◆配水量
3,082,852㎥
（9,336㎥／日）

木田・西郷・黒野第2水源地

柳津給水ブロック

◆給水人口
12,509人
◆配水量
1,631,392㎥
（4,966㎥／日）

柳津・佐波水源地

合計

◆給水人口
341,549人
◆配水量
52,029,098㎥
（159,748㎥／日）

数値は令和5年度実績

2）水道事業について

Gifu city

水道事業の概況

水道事業の概況

◆世帯数の増加により給水戸数は増加していますが、人口減少や節水機器の普及等により、使用水量は１０年間で約５．２%減少しました。

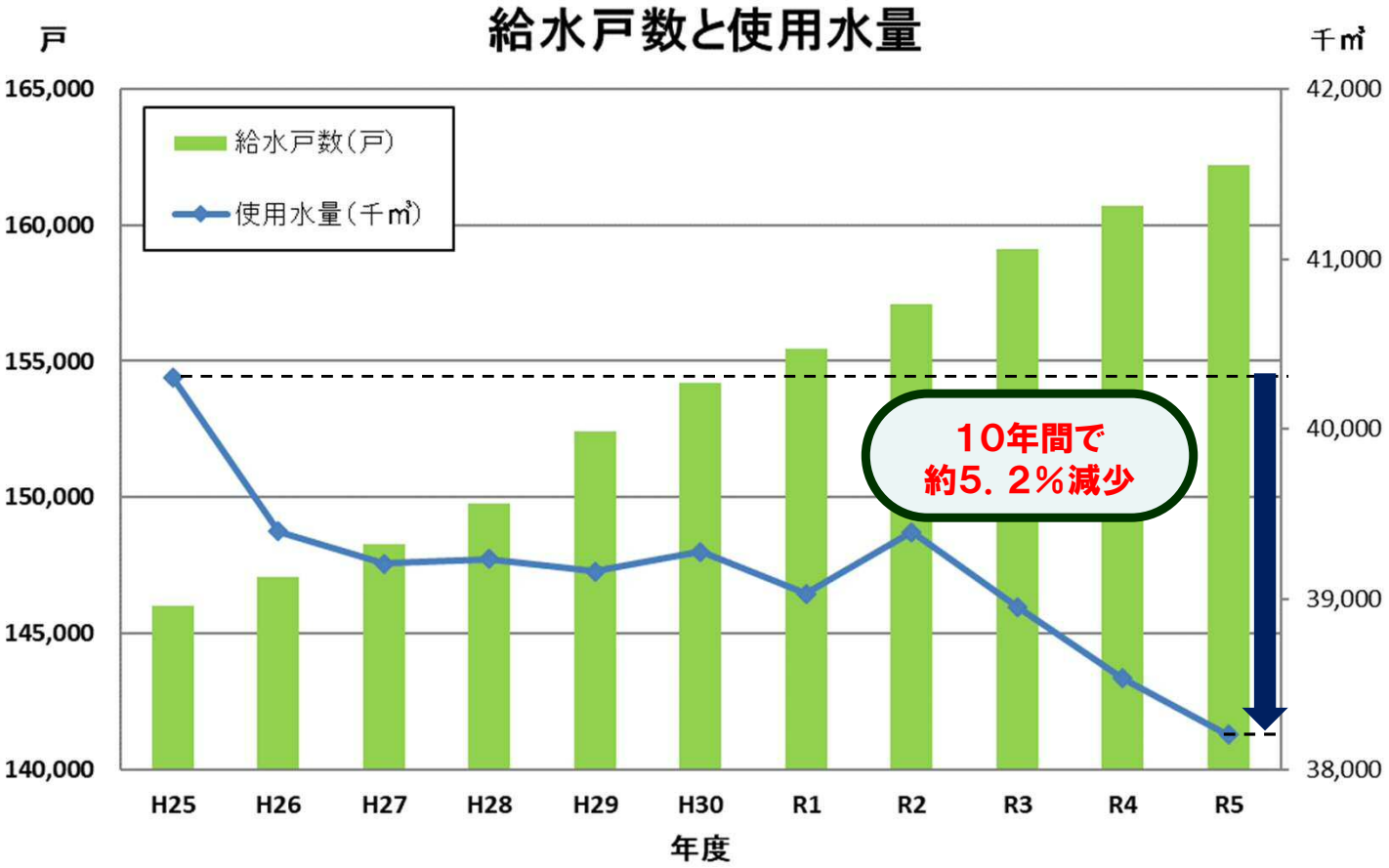

【令和５年度】

■給水戸数
約１６２，０００戸

■使用水量
年間　約３，８００万㎥

■給水人口
平成25年度　355,458人
↓
令和5年度　341,549人

2）水道事業について

水道施設の状況（管路施設）

管路施設の状況

管路：約**2,424**km うち40年経過管（経年化管）：約**529**km（**22%**）

耐震化率：基幹管路　**48%**　　（令和5年度末）

老朽化の状況

【令和５年度末】
総延長の 22 %
（約529km）

更新しない場合、
20年後には・・・

【令和２５年度末】
総延長の 74 %
（約1,783km）

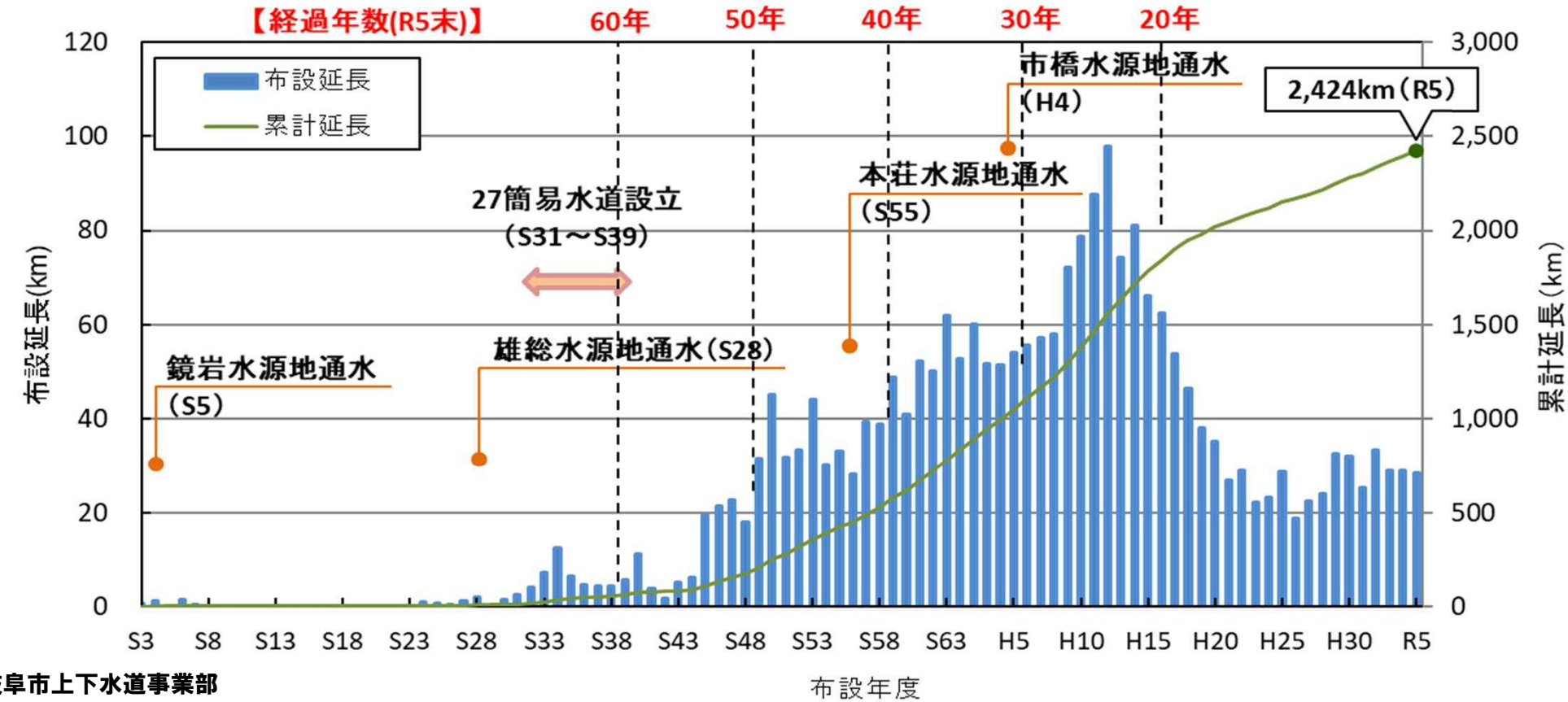

Gifu city

2）水道事業について

水道施設の状況（水源地及び配水池）

水源地

◆１７箇所（令和５年度末）

耐震化率　６６％【令和５年度末】

鏡岩水源地　管理棟
昭和４７年度築
令和３年度より改築中

雄総水源地　管理棟
昭和４６年度築

配水池

◆３９箇所（令和５年度末）

耐震化率　７６％【令和５年度末】

黒野第１配水池
平成２７年度築

岩野田配水池
平成３０年度築

3）下水道事業について

下水道事業の役割

下水道法の規定

下水道の整備を図り、もつて都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする（第1条）。

下水道の役割

公衆衛生の向上
下水道の整備により、水洗トイレが使えるようになり、街中を汚水が流れなくなるなど生活環境が改善する。

浸水の防除
都市に降った雨水を河川へ排除したり、貯留・浸透することにより、浸水から街を守る。

公共用水域の水質の保全
汚水を処理場で浄化してから河川や海等に放流することにより、水質の保全を図る。

資源の有効利用
水・汚泥・熱等の多くの利用可能な資源・エネルギーを有しているため、その有効利用を図る。

3）下水道事業について

下水道の種類（下水道法第３条）

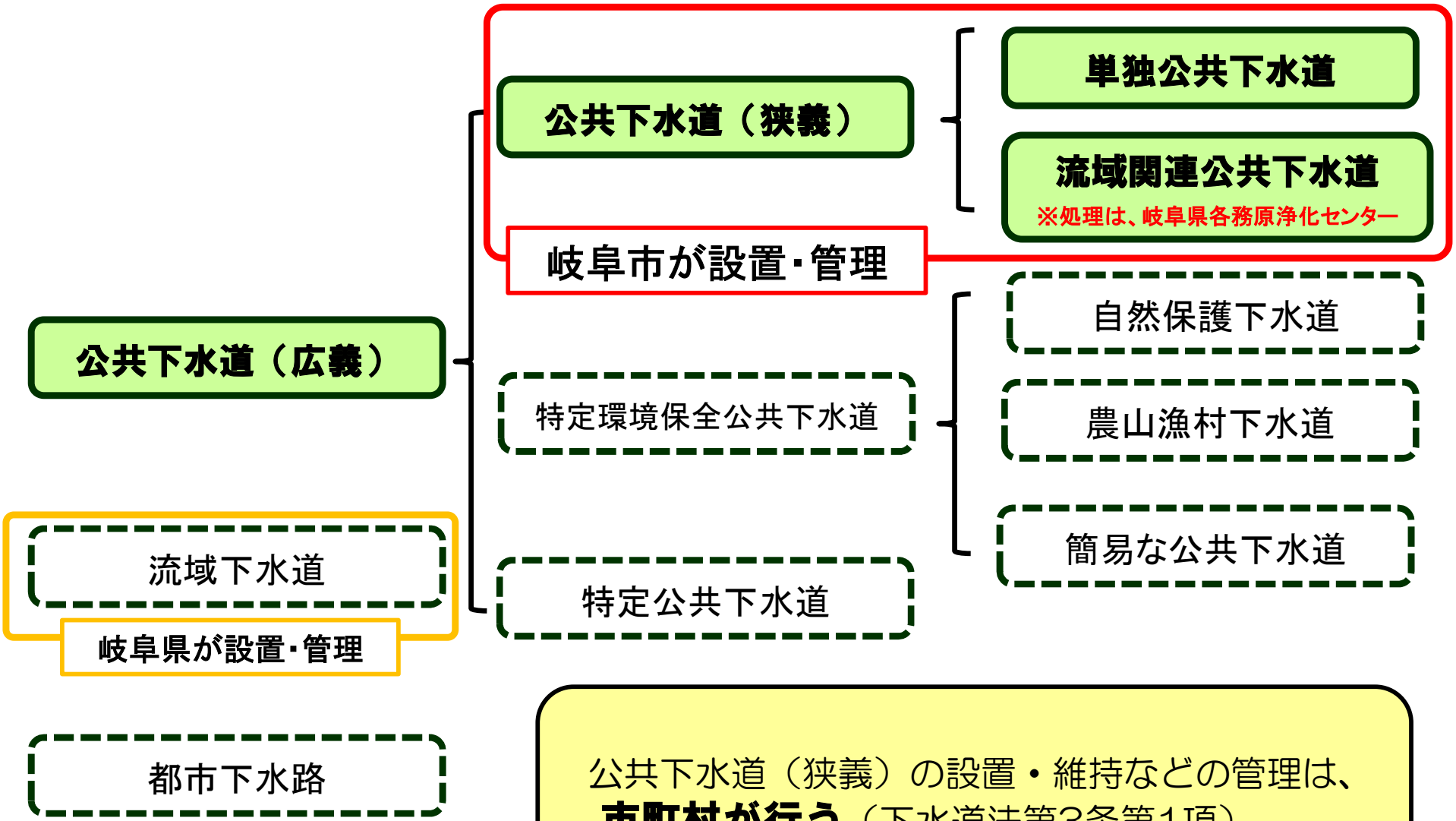

公共下水道（狭義）の設置・維持などの管理は、
市町村が行う（下水道法第3条第1項）。

3）下水道事業について

岐阜市の下水道事業の沿革

沿革

昭和 9年	旧市街地を対象として着工、汚水と雨水を分けて処理する分流式を**日本で最初に採用**
昭和12年	中部プラント処理開始、**国内5番目**
昭和37年	北部処理区の整備事業に着手
昭和41年	北部プラント処理開始
昭和45年	南部処理区の整備事業に着手
昭和48年	南部プラント処理開始
昭和59年	**流域関連公共下水道**の整備事業に着手
平成10年	北西部処理区の整備事業に着手
平成16年	北西部プラント処理開始
平成18年	柳津町の合併に伴い、下水道事業を統合

3）下水道事業について

SDGs 未来都市 岐阜市

下水道の処理区域

下水道処理区域図

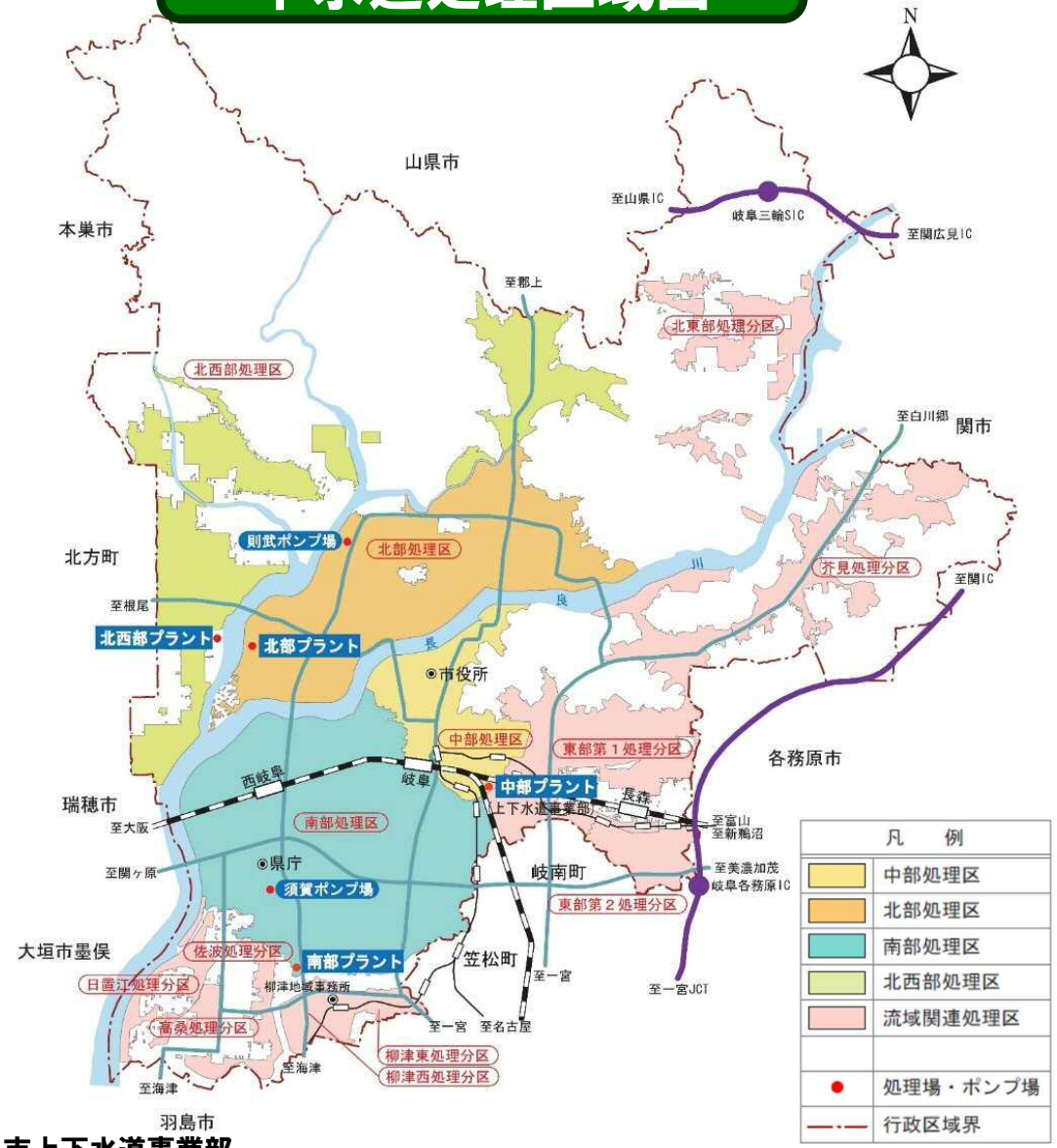

令和５年度末の状況

■単独公共下水道
4つの処理区に分け
処理場を設置

（中部、北部、南部、北西部
プラントの４施設）

■流域関連公共下水道
9つの処理分区

■下水道管渠総延長
約2，257km

■下水道普及率 **94%**
（下水道管渠が整備された地区に住む人口／総人口）

3）下水道事業について

下水道の処理区域

中部処理区

◆処理面積（現況）
625ha
◆処理人口（現況）
38,420人
◆流入水量
23,874㎥/日

中部プラント

北部処理区

◆処理面積（現況）
1,596ha
◆処理人口（現況）
82,540人
◆流入水量
35,716㎥/日

北部プラント

流域関連公共下水道

◆処理面積（現況）
2,224ha
◆処理人口（現況）
95,840人
◆流入水量
31,154㎥/日

岐阜県各務原浄化センター

南部処理区

◆処理面積（現況）
2,322ha
◆処理人口（現況）
109,220人
◆流入水量
51,167㎥/日

南部プラント

北西部処理区

◆処理面積（現況）
1,260ha
◆処理人口（現況）
50,240人
◆流入水量
11,391㎥/日

北西部プラント

合計

◆処理面積（現況）
8,027ha
◆処理人口（現況）
376,080人
◆流入水量
153,303㎥/日

数値は令和５年度実績

3）下水道事業について

SDGs 未来都市 岐阜市

下水道事業の概況

下水道事業の概況

◆世帯数の増加や下水道の整備により、排水戸数は増加していますが、人口減少や節水機器の普及等により排水量は１０年間で約６．２%減少しました。

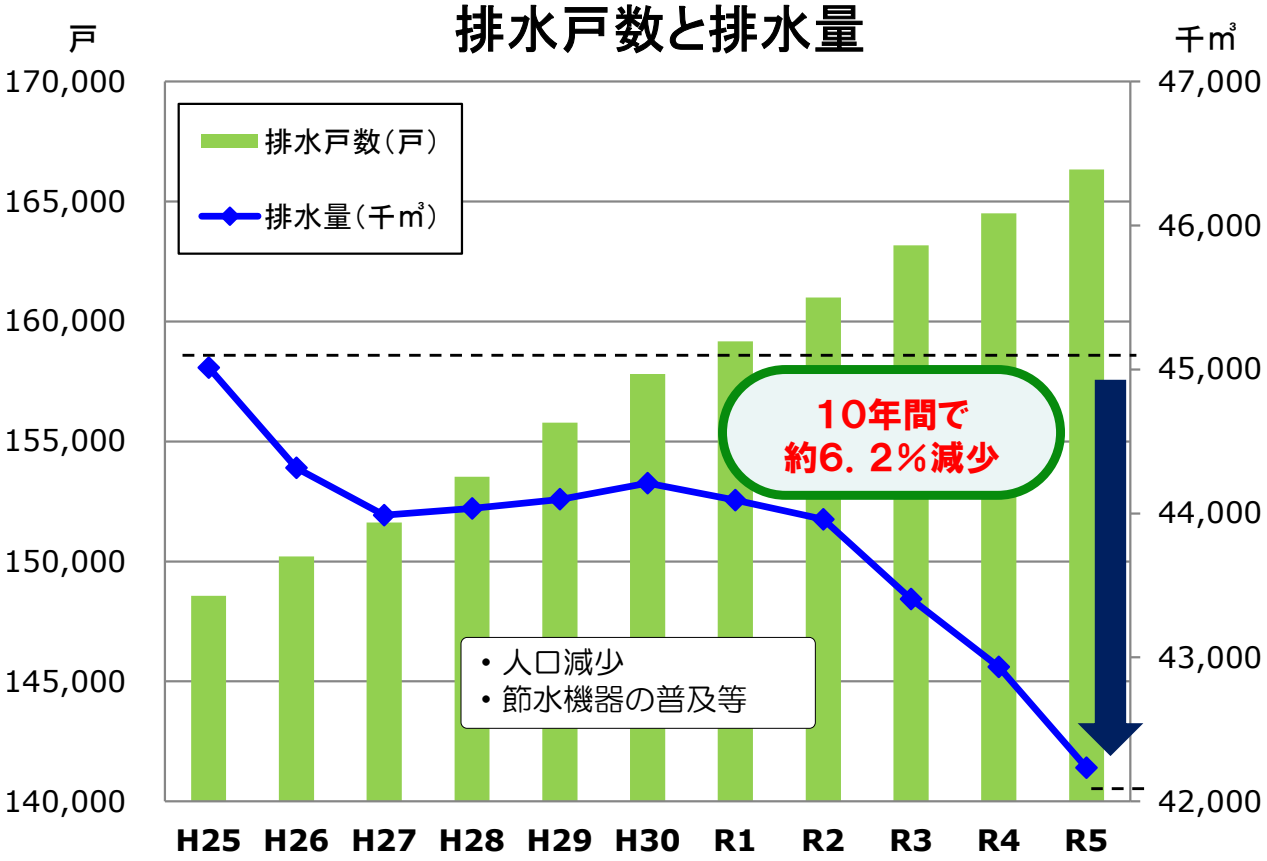

【令和５年度】

■排水戸数
約166，000戸

■排水量
年間　約4，200万㎥

■処理人口
平成25年度　380,180人
↓
令和5年度　376,080人

3）下水道事業について

下水道施設の状況（管渠施設）

管渠施設の状況

管渠：約**2,257**km　うち　50年経過管（老朽管）：約**367**km（**16**%）

耐震化率：重要な幹線管渠　**45**%　　（令和5年度末）

老朽化の状況

【令和５年度末】
総延長の 16 %
（約367km）

更新しない場合、
20年後には・・・

【令和２５年度末】
総延長の 56 %
（約1,253km）

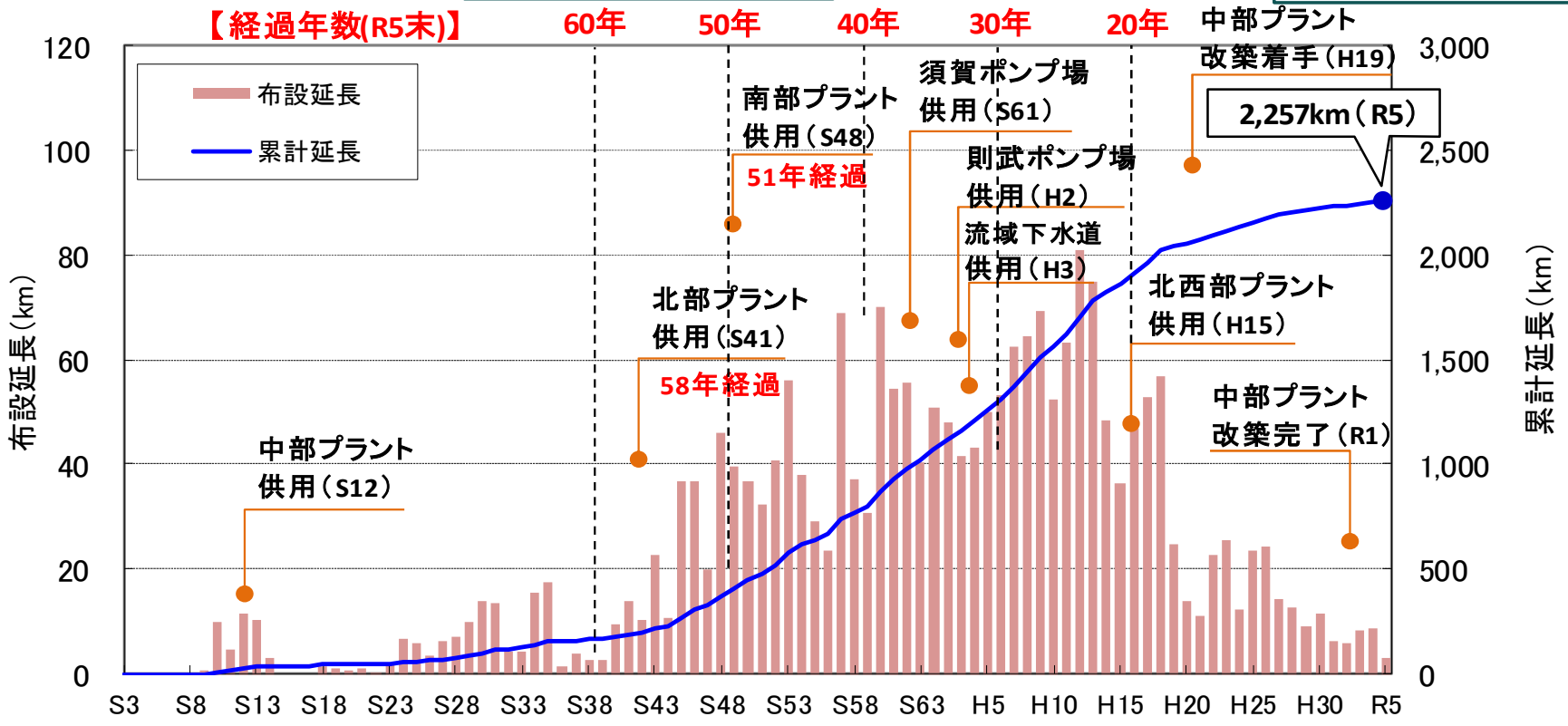

Gifu city

3）下水道事業について

下水道施設の状況（処理場）

下水処理場の耐震化率　58%【令和5年度末】

中部プラント

中部処理区

◆処理開始
昭和12年
◆処理能力
31,500㎥/日
◆放流先河川
新荒田川

平成19年度より全面改築
→令和元年度完成　総事業費 約130億円

北部プラント

北部処理区

◆処理開始
昭和41年
◆処理能力
43,300㎥/日
◆放流先河川
伊自良川

築58年　未耐震

南部プラント

南部処理区

◆処理開始
昭和48年
◆処理能力
72,100㎥/日
◆放流先河川
境川

築51年　未耐震

北西部プラント

北西部処理区

◆処理開始
平成16年
◆処理能力
32,200㎥/日
◆放流先河川
根尾川

3） 下水道事業について

汚水処理

汚水処理のしくみ

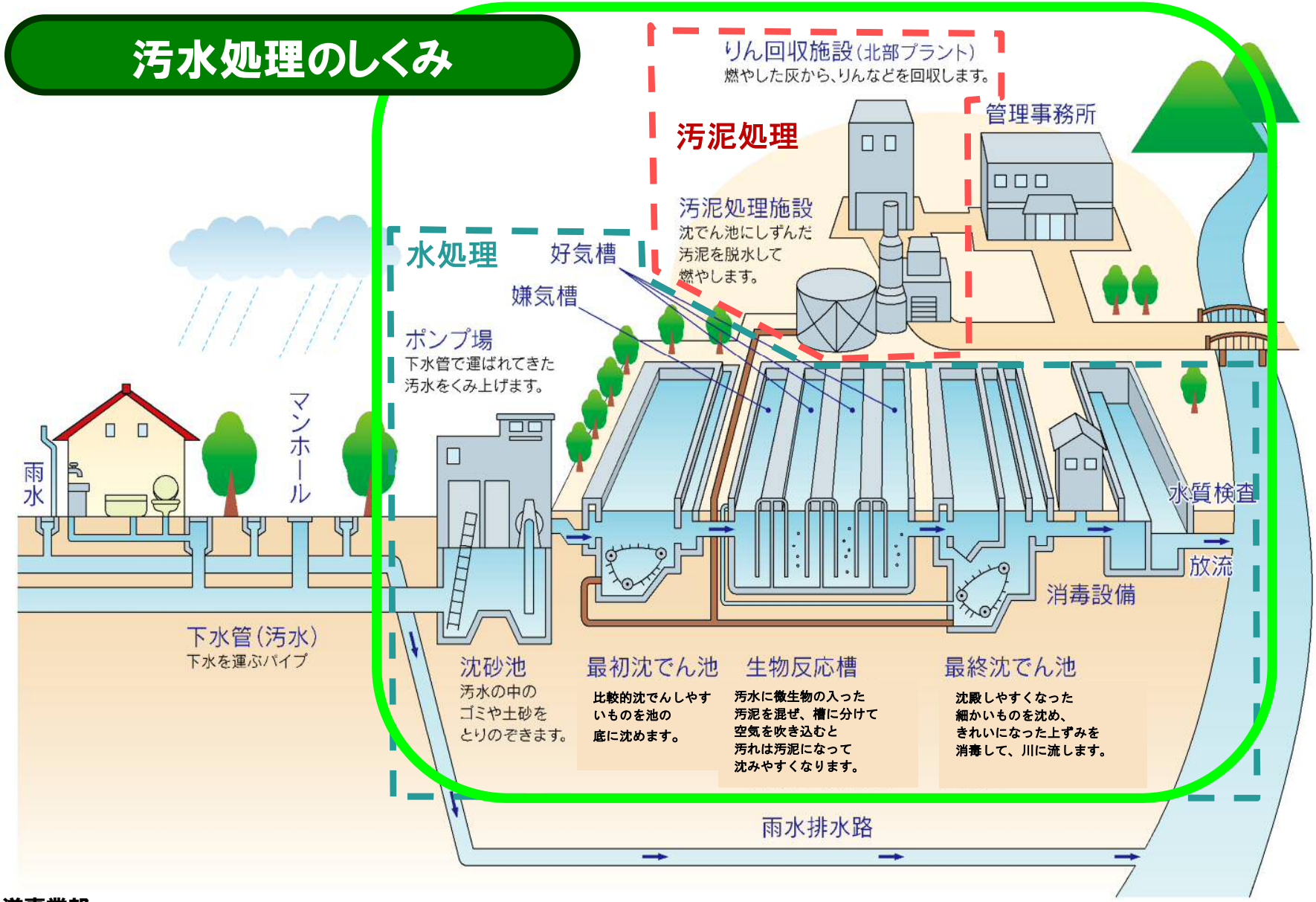

審議会での審議事項について

４）料金のあり方について

水道料金について（水道料金の決定原則）

水道料金はサービスの対価

水道サービス
（安全な水道水を安定供給）

岐　阜　市 ⇄ 利　用　者

水道料金（事業運営の原資）

水道料金の決定原則

地方公営企業法第21条第2項	水道法第14条第2項
公正妥当	適正な原価に照らし公正・妥当
適正な原価を基礎	定率・定額で明確に設定
健全運営の確保	不当な差別的取扱いの禁止

※ 法令に決定の原則が示され、各自治体が料金水準を設定

4）料金のあり方について

水道料金について（料金制度の概要）

水道の料金体系の構成

■「**水道を使う目的**」で区分し、料金を設定
（「第１種：家事用」「第２種：学校等用」「第３種：公衆浴場用」「第４種：その他」）
■使用水量に関係なく適用される「**基本料金**」と
使用水量により適用される「**従量料金**」により構成

目的により分けられた区分ごとに「**基本料金**」と「**従量料金**」を設定

料金体系の大別	**用途別**	**口径別**	**用途・口径別併用**
基本料金	**基本水量あり**		**基本水量なし**
従量料金	**単一型**		**逓増型**

■単一型
使用水量あたりの料金が同額
■逓増型
使用水量が多ければ多いほど1㎥あたりの金額が高くなるのが逓増型

■基本水量制
一定水量まで使用量に関わらず定額

※青地に白文字が岐阜市の料金体系等

４）料金のあり方について

水道料金について（料金制度の概要）

岐阜市の水道料金の体系（１か月につき）

	種別		基本料金	従量料金（1㎥につき）
従量栓給水料金	【第１種】家事用		685円	10㎥まで 5円
				10㎥を超える分 154円
	【第２種】学校・幼稚園・保育所用		50㎥まで 3,675円	50㎥を超える分 154円
	【第3種】公衆浴場用		50㎥まで 1,840円	50㎥を超える分 50円
	【第４種】第1種、第2種、第3種に該当しないもの	口径13・20・25mm	685円	10㎥まで 5円
				10㎥を超える分 154円
		口径 40mm	20㎥まで 2,275円	20㎥を超える分 154円
		口径 50mm	40㎥まで 5,355円	40㎥を超える分 154円
		口径 75mm	80㎥まで 11,515円	80㎥を超える分 154円
		口径100mm	160㎥まで 23,835円	160㎥を超える分 154円
		口径150mm	380㎥まで 57,715円	380㎥を超える分 154円

従量料金逓増型 基本水量なし

メーター料金	口径	金額	口径	金額
	13mm	70円	50mm	1,200円
	20mm	180円	75mm	1,800円
	25mm	220円	100mm	2,000円
	40mm	400円	150mm	3,700円

【例】水道料金　家事用
口径１３㎜　1月　使用量２０㎥

基本料金	６８５円
従量料金	１，５９０円
(10㎥まで 5円×10㎥ 10㎥超 154円×10㎥)	
メーター料金	７０円
消費税等	２３４円
合計	２，５７９円

4） 料金のあり方について

SDGs 未来都市 岐阜市

下水料金について（下水料金の決定原則）

下水料金はサービスの対価

下水道サービス
（汚水等を処理し、
環境衛生を正常に保つ）

岐　阜　市 ⇄ 利　用　者

下水料金の決定原則

下水料金（事業運営の原資）

地方公営企業法第21条第2項

- 公正妥当
- 適正な原価を基礎
- 健全運営の確保

下水道法第20条第2項

- 使用の態様に応じて妥当なもの
- 適正な原価を超えない
- 明確に定められている
- 不当な差別的取扱いの禁止

※ 法令に決定の原則が示され、各自治体が料金水準を設定

4）料金のあり方について

SDGs 未来都市 岐阜市

下水料金について（料金制度の概要）

下水道の料金体系の構成

■「**下水道を使う目的**」で区分し、料金を設定
（「一般汚水」「公衆浴場汚水」）
■使用水量に関係なく適用される「**基本料金**」と
使用水量により適用される「**従量料金**」により構成

目的により分けられた区分ごとに「**基本料金**」と「**従量料金**」を設定

料金体系の大別	用途別	口径別
基本料金	基本水量あり	基本水量なし
従量料金	単一型	逓増型

■単一型
使用水量あたりの料金が同額
■逓増型
使用水量が多ければ多いほど1㎥あたりの金額が高くなるのが逓増型

■基本水量制
一定水量まで使用量に関わらず定額

※緑地に白文字が岐阜市の料金体系等

４）料金のあり方について

下水料金について（料金制度の概要）

岐阜市の下水料金の体系（１か月につき）

令和6年8月1日から適用

	種別		基本料金	従量料金（1㎥につき）	
下水料金	汚水料金	一般汚水	1,080円	10㎥までの分	35円
				10㎥を超え20㎥までの分	132円
				20㎥を超え50㎥までの分	146円
				50㎥を超え500㎥までの分	153円
				500㎥を超え10,000㎥までの分	159円
				10000㎥を超える分	166円
		公衆浴場汚水	1,080円	10㎥までの分	8円
				10㎥を超える分	26円

※下水料金のうち、水質料金、雨水料金、計測器料金、 ディスポーザー料金については省略

【例】下水料金　　一般汚水
1月　使用量２０㎥

基本料金	１，０８０円
従量料金	１，６７０円
（10㎥まで 35円×10㎥ 10㎥超 132円×10㎥）	
消費税等	２７５円
合計	３，０２５円

Gifu city

4）料金のあり方について

SDGs未来都市 岐阜市

上下水道料金改定の沿革

水道料金改定の沿革（近年の審議状況）

●令和2年度　5回開催
→料金据え置き

●平成28年度　5回開催
→料金据え置き

●平成25年度　8回開催　※平成26年4月に行った料金審議1回を含む
→「平均改定率：**9.47%**の増額改定」を答申
平成26年10月より料金改定を実施。料金算定期間は3年間

下水料金改定の沿革（近年の審議状況）

●令和5年度　4回開催
→「平均改定率：**9.91%**の増額改定」を答申
令和6年8月より料金改定を実施。料金算定期間は4年間

●令和元年度　8回開催
→「平均改定率：**11.58%**の増額改定」を答申
令和2年4月より料金改定を実施。料金算定期間は4年間

●平成27年度　7回開催
→「平均改定率：**10.24%**の増額改定」を答申
平成28年4月より料金改定を実施。料金算定期間は4年間

5）上下水道事業経営戦略について

・岐阜市上下水道事業経営戦略の概要について

5）上下水道事業経営戦略について

上下水道事業経営戦略の概要

経営戦略の立ち位置

◆令和2年度から令和11年度までの10年間の中長期的な経営の基本計画
◆将来にわたり安定的に事業を継続させていくことを目的として、令和元年度に策定

基本理念

「水」を通じて、当たり前のくらしを未来まで支えます
～水道・下水道によって、安全・安心・快適な生活を支え続けます～

基本方針

1　施設の機能維持　～適切な施設管理、老朽化対策、強靭化～
2　財政基盤の強化　～支出減・収入増による持続可能な財政基盤の確立～
3　組織の整備・人材育成　～組織体制の見直し・職員育成～
4　お客様の信頼醸成　～わかりやすく積極的な広報～

→「経営戦略概要版」へ

６）令和6年度の審議会のスケジュールについて

Gifu city

SDGs 未来都市 岐阜市

第１回	７月　３日 （本日）	・諮問（水道料金のあり方について） ・上下水道事業の概要について ・令和６年度の審議会の内容について
第２回	７月２５日	・令和５年度の決算状況 ・上下水道事業経営戦略の進捗報告
第３回	８月　８日	・水道料金のあり方について （今後の施設整備計画、財政状況）
第４回	８月２２日	・水道料金のあり方について （財政計画等）
第５回	１０月上旬	・答申案の確認
答申	１０月中旬	・答申（水道料金のあり方について）
第６回	１１月上旬	・水道事業基本計画（新水道ビジョン）の改定概要について ・上下水道事業経営戦略の改定概要について
第７回	１２月下旬	・予備
第８回	２月中旬	・水道事業基本計画（新水道ビジョン）の改定案について ・上下水道事業経営戦略の改定案について